

議案第 4 5 号

行政財産の使用料に関する条例の一部改正について

行政財産の使用料に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 6 年 9 月 2 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

行政財産の使用料に関する条例（昭和 5 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「日額、」を削り、

建物の一部を使用させる場合	月額	次の各号に掲げる額に当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて計算した額の合計額又は類似のものの使用料を勘案して市長が定める額  (1) 当該建物の適正な価格に 1, 0 0 0 分の 6 を乗じて計算した額  (2) 当該建物の敷地の適正な価格に 1, 0 0 0 分の 3. 5 を乗じて計算した額（当該建物の敷地が借地の場合は、借地料に相当する額）
---------------	----	--

を

建物の一部を使用させる場合	月額	<p>次の各号に掲げる額に当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて計算した額の合計額又は類似のものの使用料を勘案して市長が定める額</p> <p>(1) 当該建物の適正な価格に1,000分の6を乗じて計算した額</p> <p>(2) 当該建物の敷地の適正な価格に1,000分の3.5を乗じて計算した額（当該建物の敷地が借地の場合は、借地料に相当する額）</p>
庁舎のホールを使用させる場合	日額	類似のものの使用料を勘案して市長が定める額

に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表中「日額、」を削る改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 4 5 号参考資料

行政財産使用料に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行				改 正 案			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
種類	使用の区分	単位	使用料	種類	使用の区分	単位	使用料
土地	略	略	略	土地	略	略	略
	北本市道路占用料徴収条例（昭和 4 9 年条例第 2 2 号。以下「占用料条例」という。）別表に規定する占用物件欄に掲げるものの用地として使用させる場合	<u>日額</u> 、 月額 又は 年額	占用料条例別表の占用料欄に規定する額		北本市道路占用料徴収条例（昭和 4 9 年条例第 2 2 号。以下「占用料条例」という。）別表に規定する占用物件欄に掲げるものの用地として使用させる場合	月額 又は 年額	占用料条例別表の占用料欄に規定する額
建物	建物の一部を使用させる場合	略	略	建物	建物の一部を使用させる場合	略	略
	略	略	略		<u>庁舎のホールを</u> 使用させる場合	<u>日額</u>	<u>類似のものの使用料を</u> <u>勘案して市長が定める額</u>
					略	略	略